

衆議院小選挙区選出議員の
選挙区の改定案についての勧告

平成25年3月28日

衆議院議員選挙区画定審議会

平成25年3月28日

内閣総理大臣 安倍 晋 三 殿

衆議院議員選挙区画定審議会会長 村 松 岐 夫

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律の規定に基づき、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案について、別紙のとおり勧告する。

衆議院小選挙区選出議員の選挙区の 改定案についての勧告

衆議院議員選挙区画定審議会

本審議会は、衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律（以下「緊急是正法」という。）が平成24年11月26日に施行されて以来、衆議院議員選挙区画定審議会設置法第2条及び緊急是正法附則第3条の規定に基づき、平成22年の国勢調査の結果に基づく衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定に関し、調査審議を進めてきた。

その結果、次のとおり選挙区の改定案を作成したので、ここに勧告する。

青 森 県

第二区及び第三区の区域に次の二選挙区を設ける。

第 二 区

十和田市
三 沢 市
む つ 市
上 北 郡
下 北 郡
三 戸 郡

五 戸 町

第 三 区

八 戸 市
三 戸 郡
三 戸 町
田 子 町
南 部 町
階 上 町
新 郷 村

岩 手 県

第二区及び第三区の区域に次の二選挙区を設ける。

第 二 区

盛 岡 市
玉 山 区
宮 古 市
久 慈 市
二 戸 市
八 幡 平 市
岩 手 郡
下 閉 伊 郡
岩 泉 町
田 野 畑 村
普 代 村
九 戸 郡
二 戸 郡

第 三 区

大 船 渡 市
遠 野 市

一 関 市
陸 前 高 田 市
釜 石 市
西 磐 井 郡
気 仙 郡
上 閉 伊 郡
下 閉 伊 郡
山 田 町

宮 城 県

第四区、第五区及び第六区の区域に次の三選挙区を設ける。

第 四 区

塩 竈 市
多 賀 城 市
宮 城 郡
黒 川 郡
加 美 郡

第 五 区

石 巻 市
東 松 島 市
大 崎 市

大崎市松山総合支所管内
大崎市三本木総合支所管内
大崎市鹿島台総合支所管内
大崎市田尻総合支所管内

遠 田 郡
牡 鹿 郡

第 六 区

気 仙 沼 市
登 米 市
栗 原 市
大 崎 市

第五区に属しない区域

本 吉 郡

茨 城 県

第四区及び第五区の区域に次の二選挙区を設ける。

第 四 区

常陸太田市
ひたちなか市
常陸大宮市
本庁管内
山方総合支所管内
美和総合支所管内
緒川総合支所管内

那珂市
久慈郡
第五区
日立市
高萩市
北茨城市
那珂郡

千葉県

第四区及び第十三区の区域に次の二選挙区を設ける。

第四区

船橋市
本庁管内
船橋市二宮出張所管内
船橋市芝山出張所管内
船橋市高根台出張所管内
船橋市習志野台出張所管内
船橋市西船橋出張所管内
船橋市船橋駅前総合窓口センター管内

第十三区

船橋市
第四区に属しない区域
柏市
沼南支所管内
鎌ヶ谷市
印西市
白井市
富里市
印旛郡

東京都

1 第五区及び第六区の区域に次の二選挙区を設ける。

第五区

目黒区

世田谷区

世田谷区池尻まちづくりセンター管内

世田谷区下馬まちづくりセンター管内

世田谷区上馬まちづくりセンター管内

世田谷区奥沢まちづくりセンター管内

世田谷区九品仏まちづくりセンター管内

世田谷区等々力出張所管内

世田谷区上野毛まちづくりセンター管内

世田谷区用賀出張所管内

世田谷区深沢まちづくりセンター管内

第六区

世田谷区

第五区に属しない区域

2 第十六区及び第十七区の区域に次の二選挙区を設ける。

第十六区

江戸川区

本庁管内（上一色三丁目に属する区域を除く。）

江戸川区小松川事務所管内

江戸川区葛西事務所管内

江戸川区東部事務所管内

江戸川区鹿骨事務所管内

第十七区

葛飾区

江戸川区

第十六区に属しない区域

神奈川県

第十区及び第十八区の区域に次の二選挙区を設ける。

第十区

川崎市

川崎区

幸区

中原区

新丸子町、新丸子東一丁目、新丸子東二丁目、新丸子東三丁目、丸子通一丁目、丸子通二丁目、上丸子山王町一丁目、上丸子山王町二丁目、上丸子八幡町、上丸子天神町、小杉町一丁目、小杉町二丁目、小杉町三丁目、小杉御殿町一丁目、小杉御殿町二丁目、小杉陣屋町一丁目、小杉陣屋町二丁目、等々力、木月一丁目、木月二丁目、木月三丁目、木月四丁目、西加瀬、木月祇園町、木月伊勢町、木月大町、木月住吉町、荏宿、大倉町、市ノ坪、今井上町、今井仲町、今井南町、今井、今井西町、井田一丁目、井田二丁目、井田三丁目、井田三舞町、井田杉山町、井田中ノ町、上平間、田尻町、北谷町、中丸子、下沼部、上丸子、小杉

第十八区

川崎市

中原区

第十区に属しない区域

高津区

宮前区

福井県

福井県の区域に次の二選挙区を設

ける。

第一区

福井市

大野市

勝山市

あわら市

坂井市

吉田郡

第二区

敦賀市

小浜市

鯖江市

越前市

今立郡

南条郡

丹生郡

三方郡

大飯郡

三方上中郡

山梨県

山梨県の区域に次の二選挙区を設ける。

第一区

甲府市

韮崎市

南アルプス市

北杜市

甲斐市

中央市

西八代郡

南巨摩郡

中巨摩郡

第二区

富士吉田市

都留市

山梨市

大月市

笛吹市

上野原市

甲 州 市
南 都 留 郡
北 都 留 郡

和 歌 山 県

第二区及び第三区の区域に次の二
選挙区を設ける。

第 二 区

海 南 市
橋 本 市
有 田 市
紀 の 川 市
岩 出 市
海 草 郡
伊 都 郡

第 三 区

御 坊 市
田 辺 市
新 宮 市
有 田 郡
日 高 郡
西 牟 婁 郡
東 牟 婁 郡

鳥 取 県

鳥取県の区域に次の二選挙区を設
ける。

第 一 区

鳥 取 市
倉 吉 市
岩 美 郡
八 頭 郡
東 伯 郡
三 朝 町

第 二 区

米 子 市
境 港 市
東 伯 郡
湯 梨 浜 町
琴 浦 町

北 栄 町
西 伯 郡
日 野 郡

徳 島 県

徳島県の区域に次の二選挙区を設
ける。

第 一 区

徳 島 市
小 松 島 市
阿 南 市
勝 浦 郡
名 東 郡
名 西 郡
那 賀 郡
海 部 郡

第 二 区

鳴 門 市
吉 野 川 市
阿 波 市
美 馬 市
三 好 市
板 野 郡
美 馬 郡
三 好 郡

愛 媛 県

第二区及び第四区の区域に次の二
選挙区を設ける。

第 二 区

松 山 市
北 条 支 所 管 内
中 島 支 所 管 内

今 治 市
東 温 市
越 智 郡
上 浮 穴 郡
伊 予 郡

第 四 区

宇 和 島 市

八幡浜市
大洲市
伊予市
西予市
喜多郡
西宇和郡
北宇和郡
南宇和郡

高知県

高知県の区域に次の二選挙区を設ける。

第一区

高知市

上町一丁目、上町二丁目、上町三丁目、上町四丁目、上町五丁目、本丁筋、水通町、通町、唐人町、与力町、鷹匠町一丁目、鷹匠町二丁目、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、本町五丁目、升形、帯屋町一丁目、帯屋町二丁目、追手筋一丁目、追手筋二丁目、廿代町、永国寺町、丸ノ内一丁目、丸ノ内二丁目、中の島、九反田、菜園場町、農人町、城見町、堺町、南はりまや町一丁目、南はりまや町二丁目、弘化台、桜井町一丁目、桜井町二丁目、はりまや町一丁目、はりまや町二丁目、はりまや町三丁目、宝永町、弥生町、丸池町、小倉町、東雲町、日の出町、知寄町一丁目、知寄町二丁目、知寄町三丁目、青柳町、稻荷町、若松町、高埴、杉井流、北金田、南金田、札場、南御座、北御座、南川添、北川添、北久保、南久保、海老ノ丸、

中宝永町、南宝永町、二葉町、入明町、洞ヶ島町、寿町、中水道、幸町、伊勢崎町、相模町、吉田町、愛宕町一丁目、愛宕町二丁目、愛宕町三丁目、愛宕町四丁目、大川筋一丁目、大川筋二丁目、駅前町、相生町、江陽町、北本町一丁目、北本町二丁目、北本町三丁目、北本町四丁目、新本町一丁目、新本町二丁目、昭和町、和泉町、塩田町、比島町一丁目、比島町二丁目、比島町三丁目、比島町四丁目、栄田町一丁目、栄田町二丁目、栄田町三丁目、井口町、平和町、三ノ丸、宮前町、西町、大膳町、山ノ端町、桜馬場、城北町、北八反町、宝町、小津町、越前町一丁目、越前町二丁目、新屋敷一丁目、新屋敷二丁目、八反町一丁目、八反町二丁目、東城山町、城山町、東石立町、石立町、玉水町、縄手町、鏡川町、下島町、旭町一丁目、旭町二丁目、旭町三丁目、赤石町、中須賀町、旭駅前町、元町、南元町、旭上町、水源町、本宮町、上本宮町、大谷、岩ヶ淵、鳥越、塚ノ原、西塚ノ原、長尾山町、旭天神町、佐々木町、北端町、山手町、横内、口細山、尾立、蓮台、福井町、福井扇町、福井東町、池、仁井田、種崎、十津一丁目、十津二丁目、十津三丁目、十津四丁目、十津五丁目、十津六丁目、吸江、五台山、屋頭、高須、葛島一丁目、葛島二丁目、葛島三丁目、葛島四

丁目、高須新町一丁目、高須新町二丁目、高須新町三丁目、高須新町四丁目、高須砂地、高須本町、高須新木、高須一丁目、高須二丁目、高須三丁目、高須東町、高須西町、高須絶海、高須大谷、高須大島、布師田、一宮、薊野、重倉、久礼野、薊野西町一丁目、薊野西町二丁目、薊野西町三丁目、薊野北町一丁目、薊野北町二丁目、薊野北町三丁目、薊野北町四丁目、薊野東町、薊野中町、薊野南町、一宮西町一丁目、一宮西町二丁目、一宮西町三丁目、一宮西町四丁目、一宮しなね一丁目、一宮しなね二丁目、一宮南町一丁目、一宮南町二丁目、一宮中町一丁目、一宮中町二丁目、一宮中町三丁目、一宮東町一丁目、一宮東町二丁目、一宮東町三丁目、一宮東町四丁目、一宮東町五丁目、一宮徳谷、愛宕山、前里、東秦泉寺、中秦泉寺、三園町、西秦泉寺、北秦泉寺、宇津野、三谷、七ツ淵、加賀野井一丁目、加賀野井二丁目、愛宕山南町、秦南町一丁目、秦南町二丁目、東久万、中久万、西久万、南久万、万々、中万々、南万々、柴巻、円行寺、一ツ橋町一丁目、一ツ橋町二丁目、みづき一丁目、みづき二丁目、みづき三丁目、みづき山、大津甲、大津乙、介良甲、介良乙、介良丙、介良、潮見台一丁目、潮見台二丁目、潮見台三丁目、鏡大河内、鏡小浜、鏡大利、

鏡今井、鏡草峰、鏡白岩、鏡狩山、鏡吉原、鏡的湊、鏡去坂、鏡竹奈路、鏡敷ノ山、鏡柿ノ又、鏡横矢、鏡増原、鏡葛山、鏡梅ノ木、鏡小山、土佐山菖蒲、土佐山西川、土佐山梶谷、土佐山、土佐山高川、土佐山桑尾、土佐山都網、土佐山弘瀬、土佐山東川、土佐山中切

室戸市
安芸市
南国市
香南市
香美市
安芸郡
長岡郡
土佐郡

第二区

高知市

第一区に属しない区域

土佐市
須崎市
宿毛市
土佐清水市
四万十市
吾川郡
高岡郡
幡多郡

佐賀県

佐賀県の区域に次の二選挙区を設ける。

第一区

佐賀市
鳥栖市
神埼市
神埼郡
三養基郡

第二区

唐津市
多久市
伊万里市
武雄市
鹿島市
小城市
嬉野市
東松浦郡
西松浦郡
杵島郡
藤津郡

長崎県

第三区及び第四区の区域に次の二
選挙区を設ける。

第三区

佐世保市

佐世保市役所早岐支所管内

佐世保市役所三川内支所管内

佐世保市役所宮支所管内

大村市

対馬市

壱岐市

五島市

東彼杵郡

南松浦郡

第四区

佐世保市

第三区に属しない区域

平戸市

松浦市

北松浦郡

熊本県

第四区及び第五区の区域に次の二
選挙区を設ける。

第四区

熊本市

南区

城南町赤見、城南町阿高、

城南町碓、城南町出水、城
南町今吉野、城南町隈庄、
城南町坂野、城南町沈目、
城南町島田、城南町下宮地、
城南町陳内、城南町高、城
南町千町、城南町築地、城
南町塚原、城南町永、城南
町丹生宮、城南町東阿高、
城南町藤山、城南町舞原、
城南町宮地、城南町六田、
城南町鰐瀬、富合町榎津、
富合町大町、富合町御船手、
富合町碓江、富合町上杉、
富合町清藤、富合町木原、
富合町小岩瀬、富合町莎崎、
富合町古閑、富合町国町、
富合町菰江、富合町志々水、
富合町釈迦堂、富合町新、
富合町杉島、富合町田尻、
富合町西田尻、富合町平原、
富合町廻江、富合町南田尻

天草市

宇土市

上天草市

宇城市

上益城郡

御船町

嘉島町

益城町

甲佐町

山都町

本庁管内

山都町清和総合支所管内

天草郡

第五区

八代市

人吉市

水俣市

下益城郡

八代郡

葦 北 郡
球 磨 郡

- 備考1 行政区画その他の区域は、平成25年3月28日現在による。
- 2 ここに記載していない選挙区については、従前の区域とする。
- 3 「本庁管内」とは、市区町村の区域のうち、支所又は出張所の所管区域及び地域自治区の区域に属しない区域をいう。